

海外漁場持続的操業確保連携強化事業（新規）

1 趣 旨

国際漁業資源の持続的利用への取組は、我が国周辺諸国等（韓国、中国及び台湾）を含めた関係国との二国間協定や地域漁業管理機関（RFMO）を通じて行われているが、持続的な漁業の実現に向けて、海外からの漁業情報収集や各国の漁業関係者との連携の重要性が増してきている。

我が国周辺水域の漁業については、周辺国との間で領土問題等が存在するため、漁業協定において暫定的な水域を設定し、水産資源の管理等を行っているところであるが、沖合での操業トラブルを防止をするための詳細なルールづくりや万一が事故・紛争が発生してしまった場合の処理方法等については、関係漁業者間において民間間で協定を結んでその解決を図っているところであり、これら周辺国との民間レベルでの交流、連携が不可欠となっている。

また、かつお・まぐろ類に代表される高度回遊性魚類やタラ等のストラドリグ魚類の管理は RFMO によって行われているが、近年、RFMO による管理では不十分であるとしてワシントン条約に基づく貿易規制に訴えるケースが見られるようになり、昨年には、大西洋クロマグロの附属書Ⅰへの掲載が漁業国でないモナコから提案された。このように近年は、漁業国、入漁相手国の情勢を把握するだけでなく、環境保護団体や環境保護団体の影響を受けやすい国の情勢についても把握し、それらに対しても積極的に働きかけを行っていく必要がある。

2 事業内容

(1) 我が国周辺水域操業秩序維持事業

- ① 韓国、中国、台湾との間の民間協定改定のための交渉の実施
- ② 操業上の諸問題等を解決するための漁業者間の協議会の開催
- ③ 韓国、中国、台湾との間と漁業関係情報の交換を行うとともに、漁業者への民間協定の啓発や関係情報の提供
- ④ 事故・紛争の未然防止のための関係漁業者への指導及び解決のための折衝

(2) 持続的漁業に向けた連携強化事業

- ① 国際漁業（主要国の漁業政策、RFMO の動向、IUU 対策等）に関する情報収集、漁業者への情報提供、我が国漁船の円滑な操業の確保等
- ② 新たな規制提案に迅速に対応するため、環境保護的思想の強い国、環境 N G O の動向に関する情報収集・分析、漁業者への提供
- ③ 持続的漁業の推進を支持する海外漁業団体との連携強化を目的とした意見交換・活動

3 事業実施主体

民間団体

4 事業実施期間

平成 23 年度～平成 25 年度

5 平成 23 年度概算決定額（前年度予算額）

49,183 千円（ 0 千円）

6 補助率

定額

7. 担当班及び内線番号

東アジア班 内線 6740

国際専門官 内線 6747

（担当課：水産庁国際課）